

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成27年2月24日

住所 東京都大田区城南島三丁目2番14号

氏名 株式会社フューチャー・エコロジー
代表取締役 山崎 昌明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の5第1項 の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

東京都知事

外添 要一

許可の年月日	平成15年9月17日	許可番号	産施第270号	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類の破砕施設 (処理する産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず)			
設置場所	東京都大田区城南島三丁目2番14号			
処理能力	産業廃棄物の種類	単独処理能力	稼働時間	事業場における表示
	廃プラスチック類	6.96(t/日)	12時間	VMB-60K
	廃プラスチック類 (廃電子機器等)	4.96t/日 (5.78t/日)	12時間	MTR-400
許可の条件	作業時間は、原則として8時30分から21時30分とすること。			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無			
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。			

